

第380回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年4月15日（木）午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 チェルシー（2階）
- 3 出席者 委 員：佐々木委員、板倉委員、山根委員、朝日田委員、寺田委員、井本委員、
近廻委員、浜尾委員、永田委員
鳥取県：國米水産振興局長、松田水産課調整係長、志村境港水産事務所係長
事務局：細本事務局長、山本次長、永島主事、吉村主事、足立主事
- 4 議事
 - (1) 会長及び会長職務代理者の選任について（協議事項）
 - (2) 鳥取海区漁業調整委員会の概要について（報告事項）
 - (3) 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について（協議事項）
 - (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告事項）
 - (5) 全国漁業調整委員会連合会について（報告事項）

5 議事の経過及び結果

定刻となり、細本事務局長が開会を宣言し、國米局長の挨拶の後、各委員、県水産課及び事務局職員の自己紹介の後、細本事務局長の議事進行により、議事に入った。

議事1 会長及び会長職務代理者の選任について

【会長に板倉委員、会長職務代理者に山根委員がそれぞれ互選された。】

永島主事が資料1に基づき鳥取海区漁業調整委員会規程について説明した。

〔細本事務局長〕 会長と会長職務代理者の選任ということになります。立候補、推薦、または決め方についても、何か御提案があれば、お聞かせいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

〔山根委員〕 21期の委員は、板倉さん、私、寺田君と浜尾さんの4名ですので、年長の板倉さんをお願いしたいと思います。

〔細本事務局長〕 ありがとうございます。山根委員から御推薦ということで、意見ございました。板倉委員を会長にということでございますが、皆さん、御意見よろしいでしょうか。

（異議なし）

〔細本事務局長〕 それでは、会長は板倉委員に決定させていただきたいと思ひます。板倉委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、職務代理者の選任ということでございます。いかがでしょうか。

〔板倉会長〕沿岸漁業の経験も豊富で、また、いろいろ精通されていることもありますので、山根委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔細本事務局長〕会長のほうから山根委員さんを御推薦ということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

(異議なし)

〔細本事務局長〕それでは、職務代理者は、山根委員さんに決定させていただきます。山根委員、よろしくをお願いします。

〔板倉会長〕それでは、皆さんの御推薦ということでございましたので、微力ながら、不慣れではありますが、しっかり役目を果たしたいと思います。また皆様方へは、今後とも、御協力、御鞭撻をよろしくをお願いします。

〔板倉会長〕それでは、議事録の署名を、先ほど、名簿の上から佐々木正様と山根正平様にお願いする。

議事 2 鳥取海区漁業調整委員会の概要について（報告事項）

〔鳥取海区漁業調整委員会の概要について報告を受けた〕

永島主事が資料 2 に基づき鳥取海区漁業調整委員会の概要について説明した。

〔朝日田委員〕すみません、今すくい網漁とひき縄は、委員会指示をされているってことなんですけど、対象が漁業者と遊漁者も含まれるということで、漁業者に関しては、組合を通してとかで、周知・徹底はできると思うんですけど、遊漁者の方に、どういった形で今周知されているのか、ちょっと知りたいと思ひまして。

〔永島主事〕はい。こちらの指示内容等については、鳥取県のホームページの公開になっておりまして、それ以外に、この指示に関して、遊漁者に対して行っているということは、今はないのですが、こちらは、遊漁者に関して影響が大きいものに関しては、遊漁船業者に対して、周知であったり、釣具屋さんとか、そういったところに対しても周知、チラシやポスターを貼る予定にしております。今後、遊漁者に対しても、関係するような指示等があれば、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

〔志村係長〕ちょっと補足で、ひき縄漁業に関しては、永島が言ったとおり、遊漁者ができないというところで、遊漁船業者に対しても、その都度言っております。すくい網漁業に関しましては、7 ページの上にあります、漁業の概要のポンチ絵があるわけですが、漁船に専用の機材を、大がかりなものをつける必要がありますので、プレジャーボートとかではできないような漁業ですので、この点に関して、すくい網に関しては、遊漁のことについては考えなくて良いと思っております。

〔國米水産振興局長〕ちょっと確認というか、頭の整理なんですけど、委員会がやる仕事ってい

うのは、まず、漁業権の許可の期限が来たら、もう一回許可を出すときに審議するのが1つ。

それから、許可漁業、沿岸とか地先とか、沖で魚を獲る県知事許可漁業で、細かい指示を出したいときに委員会指示が出せる。それは、委員会の権限ですよ。

それと、資源管理方針っていうのは、魚をどんどん獲ると、いなくなって、漁業の継続性がなくなるから、どれだけ獲っていいんですかみたいなのを決めるときに、やっぱり委員会にお諮りをして、漁業者の方がどれぐらい魚を獲るかっていうものを決める、そういったことを審議するっていうのが仕事だっていう整理でいいんですか。

〔永島主事〕 はい。そのとおりです。

〔板倉会長〕 同じ魚種でも、いろいろ漁法があって、その漁法に対して、いろいろ細かい規定があります。そういうのを監督したり指導したりする考えとっていただければ。許可も、釣る者が任務を果たしてもらわないといけないのが、まず第一条件だと思います。そういうことに対しての、いろいろ大事な仕事をするのだとて思っております。よろしくお願ひします。

〔板倉会長〕 他にないようでしたら、次に行きたいと思ひます。

議事3 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について（協議事項）

〔板倉会長、佐々木委員、朝日田委員、寺田委員、灘本委員が互選された。〕

永島主事が資料3に基づき鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について説明した。

〔板倉会長〕 事務局から説明ありましたが、これでよろしいでしょうか。島根県との境界に関することですので、西部の方のほうがいいと思ひますので。

〔山根委員〕 はい、異議ございません。

〔板倉会長〕 異議なしということで、案どおりのメンバーの方にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議事4 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告事項）

〔広域漁業調整委員会について説明後、現委員である、板倉委員が継続することとなった。〕

永島主事が資料4に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について報告した。

〔板倉会長〕 引き続き9月まで務めさせていただきたいと思ひます。

議事5 全国漁業調整委員会連合会について（報告事項）

〔全国漁業調整委員会連合会について報告を受けた〕

永島主事が資料5に基づき全国漁業調整委員会連合会の概要について説明した。

〔板倉会長〕事務局の説明は終わりましたが、御質問等ありましたら、よろしいでしょうか。

〔全委員〕なし。

6 その他

〔永島主事〕次回の委員会について、5月の予定を確認したいので、日程調整表を書いていただ
いて、鳥取県水産課のほうに御返送していただければと思います。

〔板倉会長〕その他、いいでしょうか。

〔全委員〕なし。

7 閉 会

〔細本事務局長〕これで、委員会終了させていただきます。ありがとうございました。

令和3年5月 日

議長会長

署名委員

署名委員